

英国データ保護法からの個人情報保護法への示唆 高橋郁夫

弁護士 高橋郁夫法律事務所
〒960-8022 福島県福島市新浜町6番24号
E-mail: comit@po.sphere.ne.jp

あらまし 英国のデータ保護法 1998 の解釈論を我が国における議論と比較するとき、わが国における個人情報保護制度の議論が、データの概念、保護原則の射程範囲、情報主体の地位の位置づけ、訂正・利用停止等の位置づけ、執行体制についての議論などにおいて、対照をなす。これらの対照となる点について、具体的にその相違点を意識することは、非常に興味深く、また、わが国における立法にさいしてもきわめて示唆的である。

キーワード 個人情報保護、プライバシー、データ保護法

Comparative study of UK Data Protection Act 1998
Ikuo Takahashi

The Chambers of Mr. Ikuo Takahashi
6-24, Shinahama-cho, Fukushima-city, Fukushima, 960-8022
E-mail: comit@po.sphere.ne.jp

Abstract Comparing the Data Protection Act 1998 in UK with proposed Personal data protection law in Japan, we find many differences in many points such as concept of data, scope of the principle, status of Data Subject, status of correction and suspension right. When we find out such differences in details, such differences are very informative and suggestive for the discussion of data protection system in Japan.

Key words Data Protection, Privacy

1 はじめに

1.1. わが国個人情報保護法をめぐる状況

まず、最初に簡単にわが国の個人情報保護法案の内容を簡単に見ておくことにする。この法律は、「高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本原則及び政府による基本方針の

作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的とするものである。

そこでは、「第2章 基本原則」として、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきもの」とされ、個人情報を取り扱う者は、基本原則にのっとり、個人情報の適正な取扱いに努力せねばならない。そして、その原則として、

1. 利用目的による制限...利用目的の明確化、その達成に必要な範囲内での取扱
2. 適正な取得...適法かつ適正な方法による取得

¹ <http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/hourituan/327houan.html>

3. 正確性の確保...利用目的の達成に必要な範囲内で正確性、最新性を確保
4. 安全性の確保...取扱に当たり、安全管理のための措置が講じられるよう配慮
5. 透明性の確保...取扱に当たり、本人が適切に関与し得るよう配慮

があげられているのである。

「第5章 個人情報取扱事業者の義務等」において、法案は、民間事業者等のうち、電子計算機等を用いて検索することができるよう体系化された個人情報の集合物（以下「個人情報データベース等」という。）を事業の用に供している一定の事業者（以下「個人情報取扱事業者（仮称）」という。）を特に法制度の整備の緊要度が高い者として位置づけ、それらに対する必要な制度を整備している。具体的には、(1) 利用目的の特定、利用目的による制限（20条、21条）(2) 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等（22条、23条）(3) データ内容の正確性の確保（24条）(4) 安全管理措置、従業者・委託先の監督（25条～27条）(5) 第三者提供の制限（28条）(6) 公表等、開示、訂正等、利用停止等（29条～32条）(7) 苦情の処理（36条）(8) 主務大臣の関与（37条～40条）主務大臣（41条）などの規定が準備されている。

これ以外にも国や各地方公共団体の義務などが定められているが、「第7章 罰則」において、個人情報取扱事業者が主務大臣の命令に違反した場合等における罰則（61条～64条）が課せられることになっているのが注目される。

この個人情報保護法案をめぐるのは、議論の絶えないところである。とくにマスメディアは、マスコミ規制法案であるとの批判キャンペーンを繰り広げている。本稿においては、直接、かかるマスメディアに対する適用除外をめぐる議論をみるものではないが、わが国の個人情報保護法案を比較法的な見地から位置づけるときは、今後の個人情報保護に対する議論においても有意義な情報を提供するものといえよう。

1.2.EU の個人情報保護指令の採択と第三国への個人データの移転

1995年に「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する1995年10月24

日の欧州議会及び理事会の95/46/EC指令」（以下、EU指令ということがある）が採択、公表され、また、電気通信部門に限るEU指令もある²。そして、加盟各国は、これらの指令に適合するように各国内法を整備しなくてはならなかった。ドイツにおいては、1990年連邦データ保護法があったが、1997年にマルチメディア法により電気通信セクターにおいてのデータ保護の立法がなされているし、イギリスにおいては、データ保護法1998が成立している⁴。また、域外の各国も、国内法を整備し、第三国として、十分なレベルの保護を確保しなければならない。わが国の個人情報保護法もかかる文脈のなかで理解しておく必要がある。

2.英国データ保護法⁵

2.1. 制定まで

英国においては、1970年代になるとプライバシー権の主張と平行して、個人情報保護がとなえられるようになっていった。1975年には、ヤンガー報告書に対して、政府はデータ保護局の法制化を認めることになり、リッドップ卿を議長とするデータ保護委員会が構成され、1978年には、データ保護法の立法提案をおこない、1984年にデータ保護法1984(以下、84年法ともいう)の制定がなされている。そして、前述のような1995年のEU指令により、英国は、1998年にデータ保護法1998(以下、98年法ともいう)を制定した。

² これらを紹介するものとして國生一彦「我が国の個人情報保護法制」NBL723 p228 (商事法務研究会、2001)

³ 藤原静雄「ドイツの個人情報保護制度」(ジュリスト増刊「情報公開・個人情報保護」)所収・有斐閣1994)287頁

⁴ なお、飯塚和之「イギリスにおける個人情報保護の現状」(前出「情報公開・個人情報保護」)302頁は、データ保護法1984およびその施行状況を説明している。

⁵ なお、本稿は、Ian Lloyd "A Guide to The Data Protection Act 1998"(butterworth,1998)の説明によるところが多い。また、同法の説明としては、"Data Protection Act 1998: Legal Guidance"がある(<http://www.dataprotection.gov.uk/dpa98.htm>)。

2.2. データ保護法 1998 の特徴

データ保護法 1998 は、データ保護法 1984 と比較した場合に、きわめて大部であり(84 年法は、43 条と附則 4 条に対して、98 年法は、75 条と附則 16 条)、また、データ保護法 1998 は、フレームワークにすぎずデータ保護法 84 よりも制定法により決定さるべきところがより多いという特徴がある。その上、データ保護法 98 は、マニュアル処理された記録にも及ぶなど明らかにその適用範囲を広げたとされる。法案には、説明および財政的なメモが付されているが、それによれば、新しい体制に適合するために、その開始コストは、民間部門で 8 億 3600 万ポンド、公的部門で、1 億 9400 万ポンドになると見積もられている。英国は、他の EU 諸国と同様に、98 年の 10 月 24 日までにデータ保護指令を実装しなければならなかったが、結局は、間に合わず、2000 年 3 月からの施行となった。また、具体的には、マニュアル・データ保護の局面と、現存するユーザーとの関係については経過規定が設けられている。

2.3 データ保護法 1998 の仕組み

2.3.1 データ保護法 1998 の構造

98 年法は、6 部(75 条)と 16 の附則からなり立っている。「序」において、「センシティブ個人データ」「データ保護原則」「法の適用」「コミッショナーおよび審判所」などの基本的な概念が説明され、「データ主体の権利など」(2 部)において「個人データへのアクセス権」「差止請求権」「訂正・抹消請求権」などが定められている。「データ管理者の通知」(3 部)においては、「登録なしの処理の禁止」「変更の通知義務」「犯罪」「コミッショナーの事前評価」などが定められている。4 部は、「例外」規定となり、5 部は、「執行」の規定となっており、6 部においては、「コミッショナーの機能」「個人データの違法取得」「データ主体のアクセス権のもとで取得された記録」などについての規定がおかれている。

2.3.2 主体・客体

1 主体

98 年法に関するデータ保護をめぐる当事者としては、従来の「データ・ユーザー」「コンピューター・ビューロー」「データ主体」に取って代わって「データ管理者」「データ処理者」「データ主体」の用語が用いられることになった。データ管理者は、「(単独で、または、連帯し、または、他の者と共同して)個人データのあり方、または、処理の目的および手法を決定」するものをいうとされる。具体的には、ビジネスに関するすべての記録を管理しているビジネス人を例にあげること可能である。

84 年法における「コンピューター・ビューロー」に代えて「データ処理者」が用語として用いられるようになった。「データ処理者」は、「データ管理者のためにデータを処理するもの(データ管理者の被傭者以外のもの)」をいう(98 年法 s1(1))。また、データ主体という用語は、相変わらずであり、そこでは「個人データの主体である個人」と定義されている(同法 s1(1))。データ主体のもっとも重要な権利は、疑いもなく管理者により保管されているデータに対するアクセス権であり、それらの誤りに対する訂正要求権である。

2 客体等

データ保護法における重要な概念としては、「データ」「個人データ」「処理」などがある。

98 年法において、「データ」は、

「(a) 処理目的の指示に従って自動的に処理する設備の手段によって処理される

(b) 上記の設備によって処理される目的をもって記録される

(c) 関連するファイルシステムの部分または、それを構成する意図をもって記録される」情報と定義され、(c)によって、マニュアルレコードに対して適用が拡張されることになったのである。また、98 年法においては、「『個人データ』は、

(a) それらのデータから

または、

(b) それらのデータおよびデータ管理者の保有する、または、その保有することになるであろう他の情報から生活する個人を特定することができるのに関連するデータを意味し、個人の意見の表現および個人の観点からするデータ管理者または他の者の何らかの意図の表現を包含する」と定義されている。

84年法においては、データ・ユーザーの意図についてはこれを除外すると定義されていたために、データについては、「事実データ」「意見データ」「意図データ」の3種があるとされていたが、「意図データ」についても、これを含み、保護の対象とされることになったのである。

98年法は、センシティブ・データについての取扱を法制の中心とし、他の形式のデータの場合よりも、処理についてさらなる要求に従わせることとした。

98年法におけるセンシティブ・データの定義は、

- (a) データ主体の人種的・民族的出自
- (b) 政治的意見
- (c) 宗教的信念またはそれに類似する信念
- (d) 労働組合のメンバーであるか否か
- (e) 肉体的または精神的健康ないしコンディション
- (f) 性生活
- (g) 犯罪についての前科・前歴・容疑
- (h) 犯罪についての手続き、または、被疑事件についての手続き、その手続きにおける処理または手続きにおける裁判所の宣告とされている。

これらのセンシティブ・データについては、「明確な同意」「雇用についての必要性」「重大な利益」「特別団体による処理」「パブリック・ドメイン」「法的手続きおよび裁判権の行使」「医学目的のための処理」「民族的モニタリング」「国務大臣の命令」などの場合についての例外処理が認められている。処理行為は、「情報またはデータの取得、記録、または保持、もしくは、データについての操作の実行または操作のセットをいし、以下の

- (a) 情報またはデータの組織化、適合、変更
- (b) 情報またはデータの検索、調査、使用
- (c) 送信、拡散、またはその他の利用可能にする行為による情報またはデータの開示
- (d) 情報またはデータの整列、合成、妨害、消去または破壊を含む」と定義されている(98年法 s1(1))。

2.3.3 データ保護の原則⁶

英国 98 年法における個人データ保護の原則は、以下のようなものである。

(1)個人データは、公正かつ合法的に処理されるものとし、とくに、個人データは、附則2条の最低でも1つの条件を満たし、かつ、センシティブな個人データの場合には、少なくとも附則3条の条件の最低でも1つの条件を満たした場合でなければ処理されない。

(2)個人データは、1つまたは2つ以上の特定された合法的な目的に限り取得されるものであり、かかる目的に矛盾する方法により処理されない。

(3)個人データは、目的に関して、適切、関連するものであり、過度であってはならない。

(4)個人データは正確で、必要な場合は最新のものに更新される。

(5)ある目的のために処理された個人データは、かかる目的のために必要な期間を超過して保存されない。

(6)個人データは、同法に基づくデータ主体の権利に従って処理される。

(7)個人データの無権限または不法な処理、個人データの紛失、破損、損傷に対して、適切な技術的・組織的手段が講じられる。

(8)欧州経済地域以外の国等において、個人データの処理に関してデータ主体の権利及び自由のための適切な保護レベルが保障されていない場合は、係る国等に個人データを移転しないものとする。

これらの原則で注目しておくべきものは、第1原則であり、この原則においては、わが国のように収集の際の目的の明確化というよりも、収集された情報の処理の適正性に興味が移ってきていることに留意が必要である。これを具体的に挙げるのは、信用照会機関の実務に関してである。この重要なポイントは、すべてのケースにおいて照会が名前というよりも住所に関連してなされている点である。これは同姓のものが多数いることから、名前は、身元照会のためには不十分であると考えられていることによるのである。一方、住所を基準に処理される場合には、従来の居住者の情報を検索してしまうことは避けることができないことになる。この点については、1990年から具体的な審判事件が発生し、現在においては、家族や、共有財産を有する人に関する情報が、信用供与に関する決定に関連性を有する場合は、きわめて限定的な場合に限られることになっている。

⁶ 第2回個人情報保護法制化専門委員会資料 (<http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/dai2/siryou1-7.html>)にも簡単な訳がある。

2.3.4 「主体のアクセス」「個人の権利」および救済方法

1 「主体のアクセス」から「主体の情報」へ

保管された情報のコピーを得る権利、誤りを訂正し損害賠償を得る付随的な権利は 84 年法によって定義された、データ主体の最も輝かしい権利の局面であるといわれる。しかしながら 84 年法の下においては、データ主体は、データユーザーに対して、データを保有しているかどうかを聞き、保存されている情報のコピーを貰える権利な与えられたにすぎなかった。98 年法は、与えられるべき情報の範囲を拡大して、保管されている情報へのアクセスを意味する「主体アクセス」という用語が拡張されて「主体情報」という用語が用いられるようになった。具体的には、「主体のアクセス権」「処理の停止権」「ダイレクト・マーケティング停止権」「自動的意思決定に関する権利」「損害賠償権」「訂正・停止・消去・破棄請求権」「コミッショナーに対する法律違反評価請求権」が定められたのである。

2 「救済」

不正確なデータの変更等

データが虚偽であったり、誤解を招くものであったりした場合にはデータは不正確なものと考えられ、そのような場合には、データ主体は裁判所に対してデータ管理者がその問題のデータを変更、停止、消去または破棄するように求めることができる。これらの救済手段は、84 年法の下での実務とほとんど同一であるが 98 年法は、これに対して重大な拡張を導入している。裁判所は、データが不正確であり訂正、停止、消去または破棄がなされるべきであると決定した際には、合理的なものであると考えられるであれば、管理者が、データがすでに開示されたすべての第三者に対してその変更の詳細を通知すべきであると命令することができるようになった。

損害賠償

賠償請求権について、98 年法は、84 年法より拡張されたアプローチを採用している。損害を被ったデータ主体は算定可能な経済的損失の形態をとった

損害は証明されるし、さらに関連する心理的抑圧についても損害賠償が認められる。すべての事案について、データ管理者は法律違反を避けるための合理的な注意がとられたという抗弁をなすことができる。

「自動的意思決定」

EU 指令はフランスの立法例に見られる規定を採用し、個人にとって不利な決定は、日常的なデータ処理のみを理由としてなされてはならないという規定を設け、その問題点を指摘している。98 年法にも、データ主体が、データ管理者に対し個人に重要な影響を与える決定は、個人データが自動的な処理手段によって出されるだけではなく例えば、仕事における業績、信頼性信用力ないし行動などのようなその個人に関連する事柄が評価の目的のための観点からなされるべきであるとしている。

98 年法案は、上記の一般ルールに対する例外として、データ主体との契約締結・実現に際して決定が主体にとって望ましいものであるときや、その適切な利益を保護するために手段が取られている場合についての例外を認めている。データ管理者が自動的意思決定の禁止について違反したと認められる場合には、データ主体は裁判所の命令によってデータ管理者がその意思決定を再度考案し、または自動的処理をベースとする以外の新しい決定を出すことを要求することができる。

2.3.5 コミッショナー

1 概説

情報コミッショナー⁷は、独立した監督期間であり、その国内的にも国際的にもじゅうような役割果たしている。情報の取扱を促進し、データ管理者における行動指針を推進している。なお、従来は、データ保護コミッショナーという名称であったが、現在では、英国における情報の自由法における監督業務をも行うために情報コミッショナーという名称に変更になっている。その規模、使命等については、省略する。

⁷ <http://www.dataprotection.gov.uk>

2 通知システム

84 年法によって書かれた大きな義務はコンピュータービューローが登録業への登録をしなければならないということであった。しかしながら、異常に煩雑であるという指摘がなされ、また、この登録義務は周知されておらなかった。英国の98年法においても、EU法に定める通知のスキームが採用された。ここで、「通知」とは、データ管理者が、コミッショナーに、個人データの処理の詳細を連絡するという過程である。これらの詳細は、コミッショナーにより利用され、登録簿において、処理の登録がなされるというシステムになっている。詳細は、省略するが、規制の範疇に処理が及ぶときは、データ管理者は、データ保護を原則に対する順守についての評価がコミッショナーによってなされるまでそのような行為を開始することはできない。コミッショナーが評価に費やすことのできる時間は非常に限定されており、コミッショナーはデータ管理者から通知を受けた際に評価処理を含むか否か、そして含む際にはその処理が立法の要求を順守しているか否かについて検討しなければならない。コミッショナーは、データ管理者に対しその意見を28日以内に通知することが必要であり、特別の場合に14日間延長されるに過ぎないのである。この期間中は、処理は実行してはならない。コミッショナーの評価において、その処理が強要し得ないものとなった場合には、データ管理者がそのプランを継続するのを妨げるメカニズムがないように思える。また、独立的な内部の保護者を定めることができ、98年法も、管理者がデータ保護監督者を指名することができ、その順守状況をモニターできるようになっているのである。

3 98年法の執行

登録がなされた後、監督機関が、なすべきことは、データの処理が、法律の実質的な要求に適合してなされることを確保することである。データ管理者における過ちは犯罪を構成するかもしれない、また、コミッショナーは、その裁量で、制裁を課すこともありうるのである。98年法の50条及び附則の9条は、コミッショナーに対し、巡回判事に対して居所への立入をおよび搜索令状を求めることができるとしている。

この令状は、データ管理者がデータ保護原則のいずれかに反している、もしくは98年法に反する犯罪

をなしているということに納得し証拠がその居所で見つかるであろうという場合に発行される。附則の9条は添付の令状が、コミッショナーもしくはそのスタッフに対し、用具の検査・検証、捜査およびテストを可能とし、そこで見つかったいかなる書類及び物に対する閲覧または押収の権能を与えているのである。また、98年法の下においては、強制処分通知が定められている。コミッショナーは、データ管理者においてデータ保護原則違反がなされたときに通知を送達し、その違反条項を特定したうえで、状況を改善するための手段が特定されることになる。後の通知を順守しない場合には犯罪を構成することになる。データ管理者はこの通知に不満がある場合には、データ保護審判所に意見を申し立てることができ、この申し立てが認められれば通知の効力は停止されることになる。なお、登録制度が廃止されたことがあり、登録取消通知が廃止されている。また、調査権限の実効化の見地から、98年法は、コミッショナーに対して、情報通知、すなわち調査の対象に関する特定の情報を限られた時間内に供給すべきことを要求することができることとなった。この情報通知に対応すること怠った場合には犯罪行為となり、意図的にもしくは重大なる不注意で虚偽の情報を対応した場合についても同様である。また、98年法の他の新しい権能として、コミッショナーは、処理をよき実務に従っているかどうか評価することができ、その評価の結果をデータ管理者に伝えることができるようになった。これには、データ管理者の同意が必要となる。このような行動により、データ管理者において、処理が法的に適合し、それにより、情報通知又は強制処分通知を受ける可能性を最小限化することができるものと考えられることとなる。

3 英国データ保護法制のわが国個人情報保護法制に対する示唆

3.1. データの概念について

個人情報保護法案は、第2条において、「個人情報」を定義し、この定義を英国法と比較した場合には、いわゆるデータマッチングの場合による識別可能性のある情報まで個人情報として規制の対象とな

しうるものとし、また電子計算機を用いない場合でも容易に検索することができるように体系的に構成したもので政令で定めるいわゆるマニュアルデータについても保護を定めている点で同一の保護範囲を志向するものと評価することが出来るであろう。一方、わが国において、職業キャリアに関する評価データについて、どのように扱われるかいなかったとというのはやや明らかではないということ、いえよう。特にその評価が誤った事実に基づいてなされているとした場合にそれに対しても修正を求めることができるかという問題は、わが国において不透明であるように思われる。また、いわゆるセンシティブデータについて、特別の取扱いをするかどうかという点も問題であるように思われる。

3.2. データ保護の原則について

わが国と比較したときに、英国の第一原則のデータが公正かつ適法に処理されなくてはならないという原則は、注目に値することは前述したところである。一方、わが国においては、具体的に情報利用してよいかどうかという情報利用の適正性についての議論はなされていないものということがいえよう。また、自動的に判断される意思決定について、そのような処理は適正ではないとするのがEU指令および98年法の態度である。しかしながら、わが国においては、利用目的による制限を定めたのみで、その処理の適正性、データのみにによる意思決定には個人の情報についての自己決定権の侵害するものであるという認識が完全に抜け落ちているものと評価することがいえよう。

3.3. 個人情報主体の地位-取扱い状況の把握及

び関与-

わが国においては、個人情報保護法法案28条から33条において個人の情報把握する地位とその情報に関する関与しうる地位とが定められている。この点については、英国98年法においては、「主体情報」という用語のもと種々の権利が認められていることは前述した。特にわが国の保護法案が、個人の権利という位置づけではなく、事業者の情報管理に関与する地位という観点から認めている点につい

ては、英国法と比較した場合に不十分であるのではないかということがいえよう。保護法案に定める個別具体的な地位を英国法と比較して論じる。

3.3.1. 第三者提供の宣言について

保護法案第28条は第三者提供の宣言と称して、個人情報取扱事業者において本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないと定めている。これは英国98年法におけるダイレクトマーケティング停止権に対応するものである。その範囲等については、英国法とわが国の保護法案との間ではその差異は認められがたいものと考えられる。しかしながら英国法が、これを、個人の請求権として位置づけ、データ管理者がデータ主体からの停止要求に従わない場合にデータ主体が要求に従いうること確保するために適切と思われる手段を裁判所に求めることができるという制度を定めていることに比較すると、位置づけとして不十分であるということがいえるものと思われる。

3.3.2. 公表等および開示について

保護法案第29条は個人データに関する事項の公表等を定め、第30条は開示についての定めをなしている。この規定については英国98年法において主体のアクセス権として論じられてきたところである。わが国において個人情報の主体が有している地位という観点から規定されている点が不十分ではないかというのは前述したところである。が、それ以外にも、英国法においては、個人のデータ主体がデータの源についてデータ管理者が利用しうるすべての情報が開示されるということ、また自動的に処理される決定において、決定をなしうるに際して、どのような判断論理に基づいてなしているかという情報が提供される点で英国法の定めが充実しているということがよく理解されうる。この点についてもわが国の法案の定めについてもさらに検討されるべき状況があるということが出来る。

3.3.3.訂正・利用停止等について

保護法案 31 条は、訂正等を、第 32 条は利用停止等を定めている。これらについて英国においても正確なデータの変更等についてデータ主体がデータ管理者に対してデータの変更、私消去または破棄を要求しうることはすでにふれたとおりである。英国においてこれらの権利が、私的な請求権としても位置づけられている点は注目すべきことであり裁判所に対して一定の行為を要求することができる点は注目に値する。さらに、英国法においては、データ管理者が、それらの不正確なデータに基づいて意見を表明している場合にはその意見の判断自体をも見直すように裁判所から命じられることがある点や、その正確なデータが第三者に対して開示されている場合、その修正がなされたという事実をそれらの第三者に対しても通知しなければならないということになっている点などが特徴であるといえよう。

3.4. 執行体制について

わが国の個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対して種々の個人情報保護原則を順守させるとともに規定を守るよう定め、主務大臣が、勧告し・個人の重大な権利利益の侵害が切迫している場合には命令をなすことができるという形で執行体制をとっている。このように、いわば各主務大臣の縦割り行政の弊害が、そのまま個人情報保護の制度に導入されたという点でわが国個人情報保護法制の執行の実効性が懸念されるところである。この執行システムについては、英国 98 年法において一般的通知システムが採用されるとともに、コミッショナーがデータ管理者の居所に対する立入および捜索令状を求める権限が定められている点、また強制処分通知などの通知をなしうる点で、より法執行の実効性が確保されているということが可能であろう。または、情報コミッショナーが個人情報保護に対して果たしている啓蒙活動も、個人情報保護の重要な現代社会における位置づけを意識させるという点で非常に意義のあることであると思われる。